

福岡市バリアフリー基本計画  
ロードマップの実施状況について

【 令 和 5 年 度 】

福 岡 市



# 目次

第1 「福岡市バリアフリー基本計画」の基本理念と施策体系 .....	1
第2 ロードマップに基づく取組みについて .....	2
【令和3年度～令和7年度】	
I ハード面のバリアフリー化	
1 旅客施設 .....	2
(1)鉄道駅	
(2)福岡市地下鉄全線	
(3)バスターミナル	
(4)旅客船ターミナル	
(5)航空旅客ターミナル	
2 車両等 .....	5
(1)乗合バス	
(2)福岡市地下鉄車両	
(3)ユニバーサルデザインタクシー	
3 道路 .....	7
(1)生活関連経路(重点整備地区内)	
(2)信号機(重点整備地区内)	
(3)エスコートゾーン	
(4)バス利用環境の改善	
4 公園 .....	9
5 路外駐車場 .....	10
6 ベンチ等休憩施設 .....	11
II ソフト面のバリアフリー化 .....	12
(1)啓発	
(2)育成	
(3)実践	
(4)その他の取組み	
< 参考 > 市民アンケート調査 .....	19

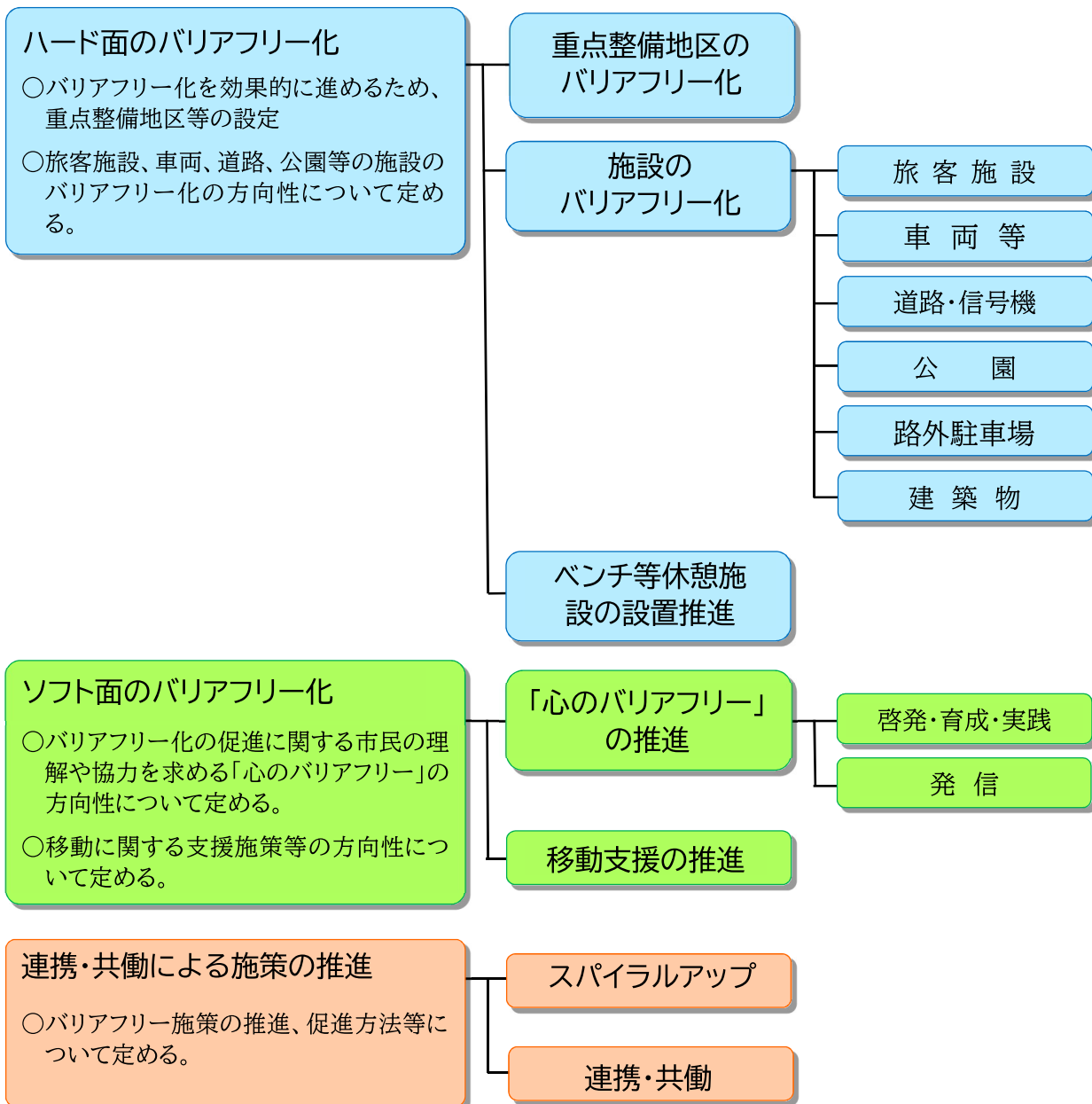
## 【基本理念】

本計画はバリアフリーの視点に立脚するものですが、ユニバーサルデザインの理念も踏まえて、すべての人にやさしい施設の整備や、すべての人がバリアフリー化の促進について理解し協力を惜しまない社会の実現をめざし、基本理念を次のとおりとします。

誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり

## 【施策体系】

本計画は、施設整備等のハード面の取組みを中心とする「ハード面のバリアフリー化」、「心のバリアフリー」の推進などソフト面の取組みを中心とする「ソフト面のバリアフリー化」、「連携・共働による施策の推進」の3つの柱で構成されます。本計画の施策体系は以下のとおりです。



## 第2 ロードマップに基づく取組みについて【令和3年度～令和7年度】

本ロードマップは、「福岡市バリアフリー基本計画」に定めるバリアフリー化推進のための取組みの方向性に基づき、令和7年度までの目標年次に向けて着手・検討する項目を掲げています。記載していない項目においても、バリアフリー化推進に取り組んだ事業は随時追加します。

なお、福岡市バリアフリー推進協議会において、このロードマップを基に進行管理及び取組内容等の検証等を行い、その結果に基づいて新たな取組みを講じることなどによりスパイラルアップを図っていきます。

また、整備目標や事業スケジュールは、事業の進捗状況、社会環境の変化、財政事情等により、今後、適宜見直ししていきます。

### I ハード面のバリアフリー化

#### 1 旅客施設(公共交通)

##### (1)鉄道駅

鉄道駅のバリアフリー化					
整備内容	1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上の鉄道駅及び重点整備地区内で2千人以上の鉄道駅においては、①「段差の解消」、②「転落防止設備の整備」、③「視覚障がい者誘導用ブロックの整備」、④「障がい者対応型便所の設置」の整備が完了しているため、国の基本方針において、新たな指標として追加された⑤「案内設備の設置」に取り組みます。 ・対象駅数：65（JR九州 15、JR西日本 1、西鉄 14、福岡市地下鉄 35）				
目標と実績	案内設備の設置が完了した駅数	R2年度	R3年度	現状値 R4年度	施設改修等に合わせて整備
		33	48	48	
R4年度の取組【実績】	・西鉄雑餉隈駅において、高架切替にあわせて整備を実施。 ・今後のバリアフリー化促進に向けて、鉄道事業者と協議を実施。				
R5年度の取組	西鉄において、西鉄福岡駅3番線乗り場へのホームドア設置等を実施予定 また、引き続き、西鉄雑餉隈駅の③～⑤の整備を実施予定				
特記事項	・すでに整備が完了している①～④についても、国の基準改定により必要となった場合には、施設改修等に合わせて、最新の基準への適合を図る。 ・利用者が3千人以上/日となった駅及び、重点整備地区内で2千人以上/日となった駅については随時対象駅に追加。 ・3千人未満/日（重点整備地区外）の駅においても、地域の実情や利用実態等を踏まえ、可能な限りバリアフリー化を推進する。 ・ホームドアまたは可動式ホーム柵については、国の基本方針（全国で3,000番線、内10万人以上/日の駅で800番線を整備）を踏まえ、10万人以上/日の駅において設置の検討を進める。				
【関係機関】 ○JR九州 ○JR西日本 ○西鉄 ○福岡市（住宅都市局、交通局）					

(2)福岡市地下鉄全線

駅のバリアフリー化							
整備内容	鉄道駅4項目のバリアフリー化（①段差解消、②転落防止、③誘導ブロックの整備、④障がい者用トイレの整備）は全駅で整備済みです。 ⑤-1 運行情報案内設備（文字及び音声）は全駅で整備済みです。 ⑤-2 案内用図記号標識（触知案内図等）は全駅で整備済みです。 ⑥ホームにおける可動式ホーム柵の整備については全駅で整備済みです。 ・対象駅数：～R3：35、R4～：36						
目標と実績		R 2 年度	R 3 年度	現状値 R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	最終目標 R 7 年度
	バリアフリー化が完了した駅数（①～④）	35	35	36	→	→	36
	運行情報案内設備が完了した駅数（⑤-1）	35	35	36	→	→	36
	案内用図記号標識が完了した駅数（⑤-2）	20	35	36	→	→	36
R4年度の取組【実績】	既に整備内容に適合した状態であり、設備の維持・保全に努めた。						
R5年度の取組	既に整備内容に適合した状態であり、設備の維持・保全に努める。						
特記事項	音サインについて、エスカレーターの音声案内装置は、R4 年度までに 24 駅に設置済み、R5 年度末までに全駅設置予定。						
【関係機関】	○福岡市交通局						

(3)バスターミナル

バスターミナルのバリアフリー化							
整備内容	1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上のバスターミナル及び重点整備地区内で2千人以上のバスターミナルにおける、①段差の解消、②視覚障がい者誘導用ブロックの整備、③障がい者対応型便所の設置、④案内設備、は全バスターミナルで整備済みです。 ・対象ターミナル数：3						
目標と実績		R 2 年度	R 3 年度	現状値 R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	最終目標 R 7 年度
	バリアフリー化が完了したターミナル数（①～③）	3	3	3	→	→	3
	案内設備の設置が完了したターミナル数（④）	3	3	3	→	→	3
R4年度の取組【実績】	藤崎バス乗継ターミナルにおいて、既整備内容に係る利用状況に留意しつつ、適切な維持・保全に努めた。						

R5年度の取組	藤崎バス乗継ターミナルにおいて、既整備内容に係る利用状況に留意しつつ、適切な維持・保全に努める。
特記事項	・藤崎バス乗継ターミナルは、地上で道路とのバリアフリールートは確保されているが、地下鉄藤崎駅との主たる乗継ぎ経路の段差解消が不十分となっている。当該経路の改修を行うには駅や建物の構造にも影響が及ぶため、将来の建替や大規模改修等の際に段差を解消できるよう関係者間で情報を共有し検討を継続する。
【関係機関】 ○天神バスターミナル ○博多バスターミナル ○藤崎バス乗継ターミナル（福岡市道路下水道局、早良区、交通局）	

#### (4)旅客船ターミナル（福岡市有施設のみ）

旅客船ターミナルのバリアフリー化																						
整備内容	1日当たりの平均的な利用者数が2千人未満ですが、福岡市の重要な海上交通機関である旅客船ターミナルにおける、①段差の解消、②視覚障がい者誘導用ブロックの整備、③障がい者対応型便所の設置、④案内設備、は全旅客船ターミナルで整備済みです。 ・対象ターミナル数：8																					
目標と実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>現状値 R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>最終目標 R7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリアフリー化が完了したターミナル数（①～③）</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>案内設備の設置が完了したターミナル数（④）</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>		R2年度	R3年度	現状値 R4年度	R5年度	R6年度	最終目標 R7年度	バリアフリー化が完了したターミナル数（①～③）	8	8	8	→	→	8	案内設備の設置が完了したターミナル数（④）	8	8	8	→	→	8
		R2年度	R3年度	現状値 R4年度	R5年度	R6年度	最終目標 R7年度															
バリアフリー化が完了したターミナル数（①～③）	8	8	8	→	→	8																
案内設備の設置が完了したターミナル数（④）	8	8	8	→	→	8																
R4年度の取組【実績】	①～④について整備済みであるため施設の維持保全に努めた。																					
R5年度の取組	①～④について整備済みであるため施設の維持保全に努める。																					
特記事項																						
【関係機関】 ○福岡市港湾空港局（国際ターミナル、博多ふ頭第2ターミナル、市営渡船待合）																						

#### (5)航空旅客ターミナル

航空旅客ターミナルのバリアフリー化																						
整備内容	1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上の航空旅客ターミナルにおける、①段差の解消、②視覚障がい者誘導用ブロックの整備、③障がい者対応型便所の設置、④案内設備、は全航空旅客ターミナルで整備済みです。 ・対象ターミナル数：2																					
目標と実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>現状値 R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> <th>最終目標 R7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリアフリー化が完了したターミナル数（①～③）</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>案内設備の設置が完了したターミナル数（④）</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		R2年度	R3年度	現状値 R4年度	R5年度	R6年度	最終目標 R7年度	バリアフリー化が完了したターミナル数（①～③）	2	2	2	→	→	2	案内設備の設置が完了したターミナル数（④）	2	2	2	→	→	2
		R2年度	R3年度	現状値 R4年度	R5年度	R6年度	最終目標 R7年度															
バリアフリー化が完了したターミナル数（①～③）	2	2	2	→	→	2																
案内設備の設置が完了したターミナル数（④）	2	2	2	→	→	2																

R4年度の 取組 【実績】	工事着手している国際線ターミナル増改築工事において、バリアフリーに配慮した各施設の整備を行った。
R5年度の 取組	引き続き、国際線ターミナル増改築工事において、バリアフリーに配慮した各施設の整備を行うと共に既存トイレのリニューアルもバリアフリーに配慮した改修を行う。
特記事項	・増改築部は国基準に適合した計画とする。
【関係機関】	○福岡空港（国内線旅客ターミナル、国際線旅客ターミナル）

## 2 車両等(公共交通)

### (1)乗合バス

ノンステップバスの導入					
整備内容	車両更新時にノンステップバスの導入に取り組みます。				
目標と 実績	導入されたノンステップバス台数 (導入率(%))	R2年度	R3年度	現状値 R4年度	継続導入
		555 (40%)	555 (40%)	563 (41%)	
R4年度の 取組 【実績】	バス事業者において、ノンステップバスを8台導入				
R5年度の 取組	バス事業者において、ノンステップバスを69台導入予定 また、導入経費の一部を補助予定				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基本方針（令和7年度までに乗合バスの80%をノンステップバスとする）を踏まえ、引き続き、ノンステップバスの導入に取り組む。</li> <li>・令和3年度時点で国の移動等円滑化基準に適合する車両（低床バス）は、98.4%。 (低床バス：ワンステップバス、ノンステップバス)</li> </ul>				
【関係機関】	○西鉄 ○昭和自動車 ○JR九州バス ○福岡市住宅都市局				



(2)福岡市地下鉄車両

地下鉄車両のバリアフリー化							
整備内容	車両更新時に国基準に適合したものを導入します。 ① 段差 車両とホームの段差について、段差をできる限り平らにします。 ②車椅子スペースの確保 1編成（1列車）ごとに2以上の車椅子スペースを設けます。 ③案内設備 運行情報案内設備（文字及び音声）の整備に取り組みます。 ・対象編成数：45編成（令和4年度末時点）						
目標と実績		R 2 年度	R 3 年度	現状値 R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	最終目標 R 7 年度
	バリアフリー化した編成数（①～②）	41	43	45	45	45	45
	案内設備の設置が完了した編成数（③）	0	0	0	0	3	8
R4年度の取組【実績】	1000N系更新車両について、全ての設備が国基準に適合するよう検討した。						
R5年度の取組	1000N系更新車両について、全ての設備が国基準に適合しているか工場検査等で確認する。						
特記事項	・令和3年度、令和4年度にそれぞれ2編成ずつ七隈線の増備車両を導入した。 ・すべてが国基準に適合した車両となるよう、車両更新時に適合車両の導入を進める。なお、空港・箱崎線の更新車両は令和6年度から9年度にかけて、全18編成導入予定である。						
【関係機関】	○福岡市交通局						

(3)ユニバーサルデザインタクシー

ユニバーサルデザインタクシーの普及促進							
整備内容	ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。						
目標と実績	導入されたユニバーサルデザインタクシー台数（導入率（%））	R 2 年度	R 3 年度	現状値 R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	最終目標 R 7 年度
		563 (12.2%)	666 (14.5%)	754 (16.4%)	917 (19.9%)	1,046 (22.7%)	1,176 (25.5%)
R4年度の取組【実績】	タクシー事業者において、ユニバーサルデザインタクシーを88台導入。 うち34台について、導入経費の一部を補助						
R5年度の取組	引き続き、補助金の活用等によりユニバーサルデザインタクシーの導入を促進 ※令和5年11月末時点の補助申請台数：100台						

特記事項	・国の基本方針（令和7年度までに各都道府県の総車両数の約25%をユニバーサルデザインタクシーとする）を踏まえ、引き続き、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。
【関係機関】	○福岡市住宅都市局 ○タクシー事業者

### 3 道路

#### (1)生活関連経路（重点整備地区内）

道路のバリアフリー化							
整備内容	重点整備地区内の生活関連施設相互を結ぶ道路(生活関連経路)のバリアフリー化に取り組みます ・整備内容：歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック敷設など ・対象延長：53.9 km						
目標と実績	バリアフリー化整備が完了した道路延長 (km)	R 2 年度	R 3 年度	現状値	R 5 年度	R 6 年度	最終目標
		48.9 km	49.8 km	50.3 km	51.3 km	51.5 km	R 7 年度 53.9 km
R4年度の取組【実績】	・生活関連経路のバリアフリー化を0.5 km実施。【福岡市道路下水道局】						
R5年度の取組	・目標の達成に向け、整備を進めていく。【福岡市道路下水道局】						
特記事項	・目標の達成へ向け、引き続き整備を進めて行く。【道路下水道局】 ・博多・中央ふ頭地区は、ウォーターフロント地区再整備等の進捗状況を踏まえ検討する。【港湾空港局】						
【関係機関】	○福岡市（道路下水道局、港湾空港局、住宅都市局） ○福岡国道事務所						

#### (2)信号機（交通安全）

信号機のバリアフリー化(重点整備地区内)	
整備内容	① 重点整備地区内の生活関連経路における信号機のバリアフリー化に取り組みます。 整備内容：音響式付加信号、視覚障がい者用付加信号、高齢者感应式信号、歩車分離式信号などの設置又は横断時間確保のための信号設定 ・対象箇所数：242箇所 ②生活関連経路を構成する道路のうち、視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機において音響機能付加信号機の設置に取り組みます。 ・対象箇所数：78箇所

目標と実績	R 2 年度	R 3 年度	現状値			R 6 年度	最終目標
			R 4 年度	R 5 年度	R 7 年度		
バリアフリー化された信号機（箇所）(①)	210	222	231	236	239	242	
特に必要な部分に整備する音響式信号機（箇所）(②)	64	64	65	72	75	78	
R4年度の取組【実績】	視覚障がい者用付加信号 1 箇所及び経過時間表示機能付信号 8 箇所を整備しました。						
R5年度の取組	音響式付加信号 1 箇所及び視覚障がい者用付加信号 6 箇所を整備する予定です。						
特記事項	付近住民との調整を図りながら、目標達成に向け、整備を進めていきます。						
【関係機関】	○福岡県公安委員会（福岡県警）						

### (3) エスコートゾーン

エスコートゾーンの設置							
整備内容	横断歩道における視覚障がい者の誘導対応として、生活関連経路を構成する道路のうち、視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる箇所においてエスコートゾーン設置に取り組みます。 ・対象箇所数（横断箇所数） 145 箇所						
目標と実績	エスコートゾーンの設置数（箇所）	現状値			R 6 年度	最終目標	
		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度		R 7 年度	
		19	21	31	126	137	145
R4年度の取組【実績】	・博多区役所前や藤崎など 10 箇所設置。【福岡市道路下水道局】						
R5年度の取組	・目標の達成に向け、整備を進めていく。【福岡市道路下水道局、福岡県公安委員会（福岡県警）】						
特記事項	・目標の達成に向け、整備を進めていく。【道路下水道局】						
【関係機関】	○福岡市道路下水道局 ○福岡国道事務所 ○福岡県公安委員会（福岡県警）						

### (4) バス利用環境の改善

歩道のマウントアップ	
整備内容	バス停での乗降しやすさを改善するため、生活関連経路上のバス停部における歩道のマウントアップ整備に取り組みます。 ・対象箇所数：268 箇所（生活関連経路上のバス停）

目標と実績	バス停部におけるマウントアップされた歩道（箇所）	R 2年度	R 3年度	現状値 R 4年度	R 5年度	R 6年度	最終目標 R 7年度
		205	206	208	218	223	268
	上屋とベンチを設置したバス停（箇所） ※福岡市道路下水道局分	25	34	37	継続実施		
R4年度 の取組 【実績】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャナルイーストビル前停（2箇所）のマウントアップ化を実施。【福岡市道路下水道局】</li> <li>・福岡市の設置基準に合致し、歩道の有効幅員が確保されるバス停において、上屋・ベンチを3箇所設置。【道路下水道局】</li> </ul>						
R5年度 の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の達成に向け、整備を進めていく。【道路下水道局】</li> </ul>						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の達成に向け、引き続き整備を進めていく。【道路下水道局】</li> </ul>						
【関係機関】	○福岡市（道路下水道局、港湾空港局） ○福岡国道事務所 ○バス事業者						

## 4 公園

### ○福岡市が設置・管理する公園

①	園路及び広場のバリアフリー化						
整備内容	公園の新規及び再整備等にあわせて、園路及び広場のバリアフリー化整備に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備内容：有効幅員の確保、段差の解消など</li> <li>・対象公園数：97公園（規模の大きい概ね1ha以上の都市公園）</li> </ul>						
目標と実績	園路及び広場をバリアフリー化した公園数（%）	R 2年度	R 3年度	現状値 R 4年度	R 5年度	R 6年度	最終目標 R 7年度
		54%	57%	58%	62%	66%	70%
R4年度 の取組 【実績】	公園整備にあわせ、バリアフリー基準に基づき園路・広場を整備した（舞鶴公園）。						
R5年度 の取組	引き続き、バリアフリー基準に基づき園路・広場の整備を進める。						
特記事項	その他、地域の実情に鑑み、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化を推進する。						
【関係機関】	○福岡市住宅都市局						

②	駐車場のバリアフリー化						
整備内容	駐車場がある場合には駐車場のバリアフリー化整備に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備内容：車いす対応駐車スペースの適正台数の確保など</li> <li>・対象公園数：23公園（規模の大きい概ね1ha以上の都市公園で、駐車場を設置する公園数）</li> </ul>						

目標と実績	駐車場をバリアフリー化した公園数 (%)	R 2 年度	R 3 年度	現状値 R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	最終目標 R 7 年度
		100%	100%	→	→	→	100%
R4 年度 の取組 【実績】	バリアフリー化が完了した駐車場について、維持・保全に努めた。						
R5 年度 の取組	引き続き、維持・保全を行っていく。						
特記事項							
【関係機関】	○福岡市住宅都市局						

③ 障がい者対応型便所の設置							
整備内容	<p>トイレの設置が必要な公園については、公園の新規及び再整備等にあわせて、障がい者対応型便所の設置を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備内容：障がい者対応型便所の整備</li> <li>・対象公園数：86 公園（規模の大きい概ね 1ha 以上の都市公園で、トイレを設置する公園数）</li> </ul>						
目標と実績	障がい者対応型便所を整備した公園数 (%)	R 2 年度	現状値 R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	最終目標 R 7 年度
		63%	64%	65%	66%	68%	70%
R4 年度 の取組 【実績】	公園整備にあわせ、障がい者対応型便所の整備を行った（南公園）。						
R5 年度 の取組	引き続き、障がい者対応型便所の整備を進める。						
特記事項	その他、地域の実情に鑑み、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化を推進する。						
【関係機関】	○福岡市住宅都市局						

## 5 路外駐車場

路外駐車場のバリアフリー化							
整備内容	駐車場法第 12 条による届出が必要な路外駐車場を新たに設置する場合には、引き続き条例等の整備基準に適合させることによりバリアフリー化を進める。						
目標と実績	特定路外駐車場のバリアフリー化率	R 2 年度	R 3 年度	現状値 R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	最終目標 R 7 年度
		-	97%	98%	100%	100%	100%
R4 年度 の取組 【実績】	駐車場法に基づく路外駐車場の届け出のうち、特定路外駐車場については、福岡市福祉のまちづくり条例への適合について確認を行っている。						

R5 年度 の取組	福岡市福祉のまちづくり条例に基づき、適正な確認を行っていく。
特記事項	
【関係機関】	○福岡市（道路下水道局）

## 6 ベンチ等休憩施設

ベンチ等休憩施設の設置							
整備内容	バス停の利用環境等を改善し、誰もが安心して外出できる環境をつくるため、市内全域で歩道や道路沿いの場所へのベンチ等休憩施設の設置に取り組みます。 ①市有地への設置 ②歩道への設置 ③民有地への設置促進						
目標と 実績	ベンチの設置箇所数 (平成 25 年度以降)	R 2 年度	R 3 年度	現状値 R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	最終目標 R 7 年度
		136	174	527	継続実施		
R4 年度 の取組 【実績】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置可能なすべてのバス停 343 箇所にベンチを設置。【道路下水道局】</li> <li>・市有地に 2 箇所 4 基、その他補助金を活用した民有地等に 8 箇所 9 基設置。</li> </ul>						
R5 年度 の取組	引き続き、バス停付近等の市有地へのベンチ設置及び民有地に設置されるベンチへの購入費補助を継続する。【福祉局】						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設・市有地について、新設や改修等の機会を捉え、ベンチの設置を推進していく。また、民有地への設置についても、補助金の交付等により推進していく。【福祉局】</li> <li>・歩道について、バス停付近などにバス事業者と連携しながら、ベンチの設置を推進していく。【道路下水道局】</li> <li>・バスカット整備・上屋整備に合わせ PPP を検討している。【福岡国道事務所】 ※PPP：官が整備した上屋を民間事業者が広告収入で維持管理する新たな取組み</li> <li>・民間開発により新設・改修されるセットバック空間等への設置を促進していく。【住宅都市局】</li> </ul>						
【関係機関】	○福岡市（道路下水道局、港湾空港局、住宅都市局、福祉局）      ○福岡国道事務所 ○西鉄      ○昭和自動車      ○J R 九州バス						

## II ソフト面のバリアフリー化

「心のバリアフリー」などソフト面のバリアフリー化を市全域で発展させていくため、啓発、育成、さらに、理解を深めた人同士が実際に協力し合う社会に向けた実践の3つの区分に応じた取組みを推進します。

### (1)啓発

啓発①	既存行事と連携した啓発イベント等の開催						
取組内容	障がい者週間などの既存行事の機会を捉え、啓発に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者週間（12月3～9日）</li> <li>・世界自閉症啓発デー（4月2日）</li> <li>・発達障がい啓発週間（4月2～8日）</li> <li>・精神保健福祉啓発交流事業「ハートメディア」</li> <li>・ユニバーサル都市・福岡フェスティバル など</li> </ul>						
目標と実績	啓発イベント等の開催	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
引き続き実施							
R4年度の取組【実績】	「障がい者週間記念の集い」を開催した。 第21回「ハートメディア～現在（いま）を生きる。そして、楽しむ。～」を開催した。 【主なイベント内容】 障がい者団体のステージイベントや障がい者差別解消啓発動画の上映を実施した。 世界自閉症啓発デー及び発達障がい啓発週間に合わせて啓発活動を行った。 精神障がいの理解に関する啓発活動や当事者の表現の機会をつくる啓発イベントを実施した。 【主な啓発活動】 ・4月2日（世界自閉症啓発デー）に、JR博多駅前広場にて啓発イベントを実施 ・福岡タワー及び博多ポートタワーを自閉症啓発のシンボルカラーである「青」にライトアップ ・福岡市役所1階多目的スペースにて「発達障がいのある人のアート展」を開催 【主な内容】 ・ハートメディアでは、市民講演会、作品展、コンサート、ふれあいバザーを実施した。 ・ライオン広場において、「ユニバーサル都市・福岡」の普及・啓発につながるパネル展示を実施。（ユニバーサル都市・福岡フェスティバルは未実施）						
R5年度の取組	前年に引き続き「障がい者週間記念の集い」を開催する。 【主なイベント内容】 障がい者団体のステージイベントや障がい者差別解消啓発動画の上映を実施する。 前年に引き続き、JR博多駅前広場にて啓発イベント、福岡タワー及び博多ポートタワーのブルーライトアップ、「発達障がいのある人のアート展」を開催する。 第22回「ハートメディア～想いを「カタチ」に～」を開催予定。						

	<p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハートメディアの内容は実行委員会で検討中。</li> <li>・市主催イベント等において、「ユニバーサル都市・福岡」の普及・啓発につながるユニバーサル落語会を実施。</li> </ul>
特記事項	障がい者週間にあわせて「障がい者週間記念の集い」を実施する。
【関係機関】	○福岡市（福祉局、こども未来局、総務企画局、保健医療局）

啓発②	「ユニバーサル都市・福岡」公式Instagram						
取組内容	様々な方への配慮やユニバーサルデザインの事例等、楽しみながら、「ユニバーサル都市・福岡」について学びの機会を提供し、啓発に取り組みます。						
目標と実績	SNSを活用した啓発	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					
R4年度の取組【実績】	ユニバーサルデザインに関心のない層へ周知を行うため、AHA 動画（画像が徐々に変化し、いづれかが変わったのか分からなくなる間違い探し動画）や4コマ漫画、PR サポーターによる市内のユニバーサルな場所の取材の様子を配信。						
R5年度の取組	引き続き、福岡市の取組みを紹介するとともに、各年代に応じた普及啓発として、ラジオとタイアップしたインタビュー記事やイベントを活用した記事の配信を実施。						
特記事項							
【関係機関】	○福岡市総務企画局						

啓発③	分かりやすく、親しみやすい啓発資料の作成・配布						
取組内容	啓発行事や出前講座、研修会などにおいて啓発資料を活用し、配布・啓発に取り組みます。 ・広報紙「心のバリアフリー」 ・「福岡市障がい者差別解消条例」の啓発リーフレット など						
目標と実績	啓発資料の活用	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					
R4年度の取組【実績】	令和5年2月に広報誌「心のバリアフリー」を全戸配布した。 また、出前講座等の機会を捉え、「心のバリアフリー」の配布・啓発を行った。						
R5年度の取組	出前講座等の機会を捉え、広報誌「心のバリアフリー」の配布・啓発を行う。						
特記事項	福岡市障がい者差別解消条例について、令和5年度に事業者による合理的配慮の提供を努力義務から法的義務に改めるなどの改正を行い、令和6年4月から施行することなどを踏まえ、引き続き分かりやすく、親しみやすい啓発資料の作成・配布に取り組みます。						
【関係機関】	○福岡市福祉局						



## (2)育成

育成①	学校、公民館、民間企業等におけるバリアフリー出前講座の実施						
取組内容	様々な機会を捉え、出前講座等を実施し、育成に取り組みます。						
目標と実績	出前講座の実施	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					
R4年度の取組	行政機関や民間団体の研修会において、バリアフリーのまちづくりに関する出前講座を5回実施。						
【実績】	小学校にてバリアフリー教室を4回開催						
R5年度の取組	小学校にてバリアフリー教室を開催予定。 行政機関や民間団体の研修会において、バリアフリーのまちづくりに関する出前講座を実施している。						
特記事項							
【関係機関】	○福岡市福祉局						

育成②	福岡版ユニバーサルマナー検定の実施						
取組内容	高齢者や障がい者への接し方等について、福岡市の身近なユニバーサルデザインの事例を取り入れた福岡市オリジナルの講座を実施し、育成に取り組みます。						
目標と実績	福岡版ユニバーサルマナー検定の実施	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					
R4年度の取組	計3回の講座（対面1回、オンライン2回）を実施し、計82名が受講した。						
【実績】							
R5年度の取組	引き続き実施中						
特記事項							
【関係機関】	○福岡市総務企画局						

育成③	小中学校での「心のバリアフリー」や「合理的配慮」に関する教育の実施						
取組内容	各学校において、児童生徒の実態に基づき、総合的な学習の時間、道徳科や特別活動などにおいて、「心のバリアフリー」や「合理的配慮」の理解につながる授業を実施し、思いやりの心や多様性を尊重する態度等を育みます。						
目標と実績	小中学校教育	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					

R4年度の 取組 【実績】	「心のバリアフリー」や「合理的配慮」の理解につながる授業に取り組むことはできた。総合的な学習の時間等での福祉に関する学習をすることで、体験活動を取り入れる場合には、感染症対策のため、一定の活動制限を要する状況ではあった。
R5年度の 取組	総合的な学習の時間、道徳科や特別活動などにおいて、「心のバリアフリー」や「合理的配慮」の理解につながる授業を実施している。
特記事項	
【関係機関】	○福岡市（教育委員会、福祉局）

育成④	技術者向け・市職員向け研修等の実施						
取組内容	バリアフリー整備に携わる人を対象として、整備基準の考え方、利用者の声などに関する研修を実施し、また、市職員を対象としてバリアフリー体験講座を開催するなど、育成に取り組めます。						
目標と 実績	整備担当者、市職員を対象とした研修等の実施	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					
R4年度の 取組 【実績】	オンラインで技術職研修を実施し、107人が受講した。						
R5年度の 取組	オンラインで技術職研修を実施。						
特記事項							
【関係機関】	○福岡市福祉局						

### (3)実践

実践①	「福岡市バリアフリーマップ」や「車いす利用者おでかけマップ」の更新、調査						
取組内容	市民や関係団体の協力を得ながら、情報の追加・更新やウェブアクセシビリティの向上に努めます。						
目標と 実績	情報の追加、更新	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					
R4年度の 取組 【実績】	掲載している施設情報の見直しを行い、情報更新を行った。						
R5年度の 取組	掲載している施設情報の追加・更新を適宜行う。						
特記事項							
【関係機関】	○福岡市福祉局						

実践②	利用者の声、意見交換等による共働						
取組内容	エリアマネジメント組織等と連携した「まち歩き」の実施やソフト面の取組み強化、「バリアフリーのまちづくりサポーター制度」の活用に努めます。						
目標と実績	「まち歩き」の実施、「バリアフリーのまちづくりサポーター制度」の活用	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					
R4年度の取組【実績】	バリアフリーのまちづくりサポーター制度を周知、活用の働きかけをし、4件活用した。						
R5年度の取組	バリアフリーのまちづくりサポーター制度を周知、活用の働きかけをする。						
特記事項							
【関係機関】	○福岡市福祉局						

実践③	障がい者 110 番・障がい者差別解消相談窓口の運営						
取組内容	障がいのある人の権利擁護や差別解消にかかる相談等に対応します。						
目標と実績	相談窓口の運営	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					
R4年度の取組【実績】	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の権利擁護や差別解消にかかる相談等に対応するため、常設相談窓口を設置</li> <li>常設の相談員による一般相談のほか、弁護士・ソーシャルワーカー等による定期相談・専門相談を実施</li> </ul>						
R5年度の取組	引き続き実施						
特記事項	福岡市障がい者差別解消条例について、令和5年度に事業者による合理的配慮の提供を努力義務から法的義務に改めるなどの改正を行い、令和6年4月から施行することなどを踏まえ、引き続き相談対応に取り組みます。						
【関係機関】	○福岡市福祉局						

実践④	「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を活用した啓発による、あらゆる方にとってわかりやすいデザインの普及促進						
取組内容	認知症の人をはじめ、あらゆる方にとってわかりやすく、やさしいデザインが、まち全体に広がっていくことを目指し、普及・啓発に努めます。						
目標と実績	普及・啓発	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					

R4年度の 取組 【実績】	認知症の人にもやさしいデザインについて、従来の公共的施設に加え、まちづくりへの試験導入を開始した。
R5年度の 取組	まちづくりへの試験導入を引き続き実施。また、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」について、内容の充実や国外への発信を目的とし、第2版及び英語版を発行。
特記事項	
【関係機関】	○福岡市福祉局

#### (4)その他の取組み

①	バリアフリー情報発信							
取組内容	バリアフリー化に関するハード整備やソフト面の取組みの成果等を発信し、関係者の連携と市民の理解増進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー表彰制度（ユニバーサル都市・福岡賞の表彰：市民や地域、企業がユニバーサルデザインに基づく優れた活動や製品開発、またはそれらのアイデア（バリアフリー優良事例を含む）について表彰）</li> <li>・バリアフリー優良事例等の収集と公表（ユニバーサル都市・福岡賞の受賞者、受賞内容を市ホームページやフェイスブックに掲載）</li> <li>・福岡市バリアフリー基本計画の進捗状況を市ホームページで公表 など</li> </ul>							
目標と 実績	各種情報発信	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	
		引き続き実施						
R4年度の 取組 【実績】	R3年度に引き続き、「ユニバーサル都市・福岡 PR サポーター」に任命した「バリカタキッズ」が、福岡市内の身近なユニバーサルデザインがある場所を取材して、その様子を各種 SNS 等で情報発信（ユニバーサル都市・福岡賞は未実施）							
R5年度の 取組	「ユニバーサル都市・福岡」の認知度向上のため、各年代に応じた普及啓発として、ラジオとタイアップしたインタビュー記事やイベントを活用した記事の SNS 配信、通勤時を意識した公共交通機関における広報、市主催イベント等においてユニバーサルデザインの理念を踏まえた落語会を実施。							
特記事項								
【関係機関】	○福岡市（総務企画局、福祉局）							

②	移動支援の推進						
取組内容	ハード面を補完し、移動を支援していくソフト面の取組み充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォンやデジタルサイネージ等を活用した情報発信・移動支援</li> <li>・わかりやすく、障がいの多様性も踏まえた案内表示等</li> <li>・外出に関する情報の提供 など</li> </ul>						

目標と実績	情報発信、普及促進	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					
R4年度の取組【実績】	「施設整備マニュアル 2020」を活用し、誰にとってもわかりやすい案内表示の普及に努めた。						
R5年度の取組	「施設整備マニュアル 2020」を活用し、誰にとってもわかりやすい案内表示の普及に努める。						
特記事項							
【関係機関】	○福岡市福祉局						

③	連携・共働						
取組内容	関係機関、関係者と適切な役割分担のもと連携・共働し、バリアフリー化を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市バリアフリー推進協議会への報告、意見交換等を通じたスパイラルアップ</li> <li>・事業実施主体が異なる施設の継ぎ目等における調整、役割分担</li> <li>・施設整備マニュアルの改訂 など</li> </ul>						
目標と実績	スパイラルアップ 連携・共働	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
		引き続き実施					
R4年度の取組【実績】	福岡市バリアフリー推進協議会において福岡市バリアフリー基本計画及びロードマップについて意見交換を行った。						
R5年度の取組	福岡市バリアフリー推進協議会で福岡市バリアフリー基本計画及びロードマップの進捗について報告し、意見交換等を通じたスパイラルアップを図る。						
特記事項	・「施設整備マニュアル 2020」を運用						
【関係機関】	○福岡市福祉局						

## < 参考 > 市民アンケート調査

### 福岡市障がい児・者等実態調査

本市に居住する障がい児・者等の生活実態や意識、福祉施策に対する要望等を把握することを目的として実施。

#### 平成 25 年度 外出時に不便や困難を感じる事 ～歩道の整備や段差、道路の障害物が問題～

☆外出時に不便や困難を感じることは「歩道がない道路に危険を感じる」や「歩道に段差が多い」、「道路に自転車などの障害物が多い」等、歩道の整備や道路関係に関する項目が上位を占めています。

☆身体・知的障がい児や精神障がい者（通院）、発達障がい児・者では「まわりの人の目が気になる」という意見が上位に挙がっています。発達障がい児・者では「困った時、まわりの人が助けてくれない」という意見も多くなっています。

#### ■ 外出時に不便や困難を感じる事（複数回答上位5項目） ■

	身体障がい者 (N=849)	知的障がい者 (N=474)	身体・知的障がい児 (N=455)	精神障がい者[通院] (N=1038)	発達障がい児・者 (N=309)	難病患者 (N=504)
1位	歩道に段差が多い (39.3%)	特にな (27.7%)	歩道がない道路に 危険を感じる (33.2%)	特にな (34.9%)	まわりの人の目 が気になる (31.7%)	特にな (36.7%)
2位	歩道がない道路に 危険を感じる (29.9%)	歩道がない道路に 危険を感じる (25.4%)	まわりの人の目 が気になる (25.7%)	まわりの人の目 が気になる (20.6%)	特にな (28.5%)	歩道に段差が多い (30.4%)
3位	道路に自転車など の障害物が多い (25.0%)	歩道に段差が多い (20.2%)	歩道に段差が多い (22.0%)	歩道がない道路に 危険を感じる (18.3%)	歩道がない道路に 危険を感じる (22.0%)	歩道がない道路に 危険を感じる (20.4%)
4位	特にな (18.7%)	障がい者が安心して利用 できる交通機関が少ない (16.9%)	付き添いをして くれる人がいない (20.9%)	外出に経費が かかりすぎる (18.0%)	外出に経費が かかりすぎる (16.5%)	道路に自転車など の障害物が多い (18.1%)
5位	障がい者用トイレ が少ない (15.2%)	道路に自転車など の障害物が多い (16.8%)	特にな (17.8%)	歩道に段差が多い (16.9%)	困った時、まわりの 人が助けてくれない (13.6%)	エレベーター、エスカレー ターが設置されている施 設が少ない(10.9%)

**令和元年度** 外出時に不便や困難を感じること ～歩道の整備や段差、交通マナーが問題～

☆外出時に不便や困難を感じることについては、「歩道がない道路に危険を感じる」や「歩行者や走行自転車のマナーの悪さ」、「歩道に段差が多い」等、歩道の整備や交通マナーに関する項目が上位を占めています。

☆知的障がい者や身体・知的障がい児、精神障がい者（通院）、発達障がい児・者では「まわりの人の目が気になる」という意見が上位に挙がっています。また、身体障がい者では「障がい者用の駐車場が少ない」という意見も見られました。

**■外出時に不便や困難を感じること（複数回答上位5項目）■**

	身体障がい者 (N = 760)	知的障がい者 (N = 563)	身体・知的障がい児 (N = 543)	精神障がい者 [通院] (N = 701)	発達障がい児・者 (N = 258)	難病患者 (N = 609)
1位	歩道に段差が多い (35.3%)	歩行者や走行自転車のマナーの悪さ (28.1%)	歩道がない道路に危険を感じる (34.4%)	歩行者や走行自転車のマナーの悪さ (26.0%)	特にない (33.7%)	特にない (30.6%)
2位	歩行者や走行自転車のマナーの悪さ (34.6%)	歩道がない道路に危険を感じる (27.9%)	歩行者や走行自転車のマナーの悪さ (24.1%)	特にない (25.0%)	まわりの人の目が気になる (21.7%)	歩道に段差が多い (29.7%)
3位	歩道がない道路に危険を感じる (29.3%)	特にない (21.8%)	特にない (22.1%)	歩道がない道路に危険を感じる (21.4%)	歩道がない道路に危険を感じる (18.6%)	歩行者や走行自転車のマナーの悪さ (25.4%)
4位	道路に自転車などの障害物が多い (17.6%)	まわりの人の目が気になる (20.8%)	まわりの人の目が気になる (21.7%)	まわりの人の目が気になる (17.5%)	歩行者や走行自転車のマナーの悪さ (18.2%)	歩道がない道路に危険を感じる (21.8%)
5位	障がい者用の駐車場が少ない (14.9%)	歩道に段差が多い (20.7%)	歩道に段差が多い (19.2%)	歩道に段差が多い (16.1%)	外出に費用がかかりすぎる (9.1%)	道路に自転車などの障害物が多い (12.7%)

**平成25年度と令和元年度の調査結果の比較**

- ★「歩道に段差が多い」という意見の回答割合が、知的障がい者を除き、減少しています。
- ★「歩道がない道路に危険を感じる」という意見の回答割合は、いずれの障がい区分においても、引き続き高くなっています。
- ★「障がい者用トイレが少ない」や「エレベーター、エスカレーターが設置されている施設数が少ない」という意見の回答割合が減少し、上位5位以内の回答ではなくなっています。
- ★「道路に自転車などの障害物が多い」という意見の回答割合は減少する一方で、「歩行者や走行自転車のマナーの悪さ」という意見の回答割合が増加しています。

## 【参考】福岡市障がい者差別解消条例改正の概要

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行されたことなどを踏まえ、「情報」に関する規定などを修正（第6条第7号）
- ・ 社会情勢の変化等を踏まえ、「女性である障がい者」に関する基本理念について、「女性や性的マイノリティである障がい者」に修正(第6条第8号)
- ・ 不当な差別的取扱いに該当しない客観的で合理的な理由の例示を追加（第7条第3号）
- ・ 不当な差別的取扱いに規定する分野について、新たに「スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動」を明示（第7条第8号）
- ・ 事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務に変更（第8条）
- ・ 障がい者差別及びその解消のための取組みに関する情報の収集、整理、提供に努める規定及び市が、市民、事業者に対して行う啓発活動や職員に対して研修を行う際、「障がい及び障がい者並びにこれらの多様な特性等を理解」すること及び計画的に啓発活動や研修を行う旨の規定を追加（第9条）
- ・ 障がい者差別に関する相談に的確に応じるための人材の育成及び確保のための措置を図る規定及び市が相談体制を整備するに当たって、障がい者の権利擁護の視点を踏まえる旨の規定を追加（第11条）
- ・ 市が表彰を行う規定について、「合理的配慮をすること」から「障がいを理由とする差別の解消」に修正（第12条）
- ・ 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴い、行政指導後の勧告・公表を行うための審査会の諮問の対象に、事業者が第8条に違反した場合を加える規定を追加(第17条)
- ・ 推進会議委員の公募を新たに実施する旨の規定を追加（第22条）
- ・ 相談窓口が受け付け、対応した相談を検討する「相談部会」について、法的位置づけを明確化するため条文を追加（第23条）



# 福岡市障がい理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第5条）

#### 第2章 基本理念（第6条）

#### 第3章 障がいを理由とする差別の禁止（第7条・第8条）

#### 第4章 障がいを理由とする差別を解消するための施策等

##### 第1節 基本的な施策（第9条—第13条）

##### 第2節 障がいを理由とする差別に関する相談等（第14条—第19条）

#### 第5章 福岡市障がい者差別解消推進会議（第20条—第25条）

#### 第6章 福岡市障がい者差別解消審査会（第26条—第31条）

#### 第7章 雑則（第32条・第33条）

### 附則

すべて人は、障がいの有無にかかわらず、平等に、かけがえのない個人として尊重され、地域社会で自らの個性と能力を発揮しながら心豊かに生活する権利を有している。

しかしながら、現実には、日常生活の様々な場面において、障がいのある人が障がいを理由として不利益な取扱いを受けているという実態がある。また、障がいのある人が、自己実現を求め、自ら望むような社会参加をしたいと願っても、それを困難にしている物理的な問題に加え、障がいや障がいのある人に対する誤解、無理解、偏見などに基づく社会的障壁が存在し、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている。障がいのある人の多くがこのような不利益な取扱いや社会的障壁のために、自ら望む生き方を諦めざるを得ず、日常生活の様々な場面において家族等に依存することを余儀なくされ、その家族等を失えばたちまち生活自体が困難になってしまう状況にあり、家族等の不安もまた非常に深刻かつ切実である。

そのような中で、平成18年に国際連合において障害者の権利に関する条約が採択され、障がいのある人の社会参加の妨げとなっている社会的障壁を社会の責任で取り除き、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有する社会を目指すことが国際的に求められるようになった。

日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、障がいを理由とする差別の解消に向けた様々な取組みがなされてきた。

福岡市においても、国際社会や国の動向を踏まえた取組みを進めてきたが、障がいを理由とするいかなる種類の差別もない社会を実現するためには、市、事業者及び市民が一体となって努力していくことが必要である。

このような認識のもと、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた基本理念を明らかにし、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会の実現を目指して、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市の責務

並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、社会を構成する主体の一員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画し政策決定に関わることができる環境を構築し、もってすべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいを理由とする差別 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別の事情がないにもかかわらず、不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮をしないことをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がい者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮 障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。
- (6) 事業者 市内で事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
- (7) 独立行政法人等 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第2条第5号に規定する独立行政法人等をいう。
- (8) 地方独立行政法人 法第2条第6号に規定する地方独立行政法人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障がい、障がい者及び障がいを理由とする差別の解消に対する理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、第6条の基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うとともに、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、次条の基本理念にのっとり、障がいを理由とする差別をなくすよう努めるとともに、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の構築に寄与するよう努めるものとする。

## 第2章 基本理念

第6条 障がいを理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) すべての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

- (2) 何人も、障がい者を理由とする差別により障がい者の権利利益を侵害してはならないこと。
- (3) 社会的障壁の除去のためには、合理的配慮を行うことが促進される必要があること。
- (4) 何人も、障がい者との交流を通じて障がい又は障がい者に対する理解を深めていくこと。
- (5) 障がい者を理由とする差別に関する紛争が発生した場合には、相手方の立場を踏まえた建設的な対話を行うことにより解決することを基本とすること。
- (6) すべての障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、地域社会において他の人々とともに暮らす権利を有すること。
- (7) すべての障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じて得られる情報を含む。以下この号及び次条第6号において同じ。）の取得又は利用のための手段を選択する機会が保障される権利並びにその必要とする情報を十分に取得し、又は利用し、及び円滑に意思疎通を図ることができる権利を有するとともに、障がい者に対しては、情報の取得又は利用、コミュニケーション及び意思決定の支援並びにこれらの選択の機会を保障する必要があること。
- (8) 女性又は性的マイノリティ（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる者をいう。以下同じ。）である障がい者は、障がいに加えて女性又は性的マイノリティであることにより複合的に困難な状況に置かれている場合があること、及び児童である障がい者に対しては、年齢に応じた適切な支援が必要であることを踏まえること。
- (9) 非常災害時において障がい者の安全を確保するため、非常災害に備えた地域における支援体制の整備及び非常災害発生時における適切な支援が求められること。

### 第3章 障がい者を理由とする差別の禁止

#### （不当な差別的取扱いの禁止）

第7条 市（市が設立した地方独立行政法人を含む。次条及び第21条第1項第3号において同じ。）及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

#### (1) 福祉サービスの分野における次に掲げる取扱い

ア 第三者の生命、身体又は財産を保護するためやむを得ない場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい者を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障がい者の意思に反して、障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）その他の福祉サービスを行う施設における生活を強制すること。

#### (2) 医療の分野における次に掲げる取扱い

ア 第三者の生命、身体又は財産を保護するためやむを得ない場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい者を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付すること。

イ 他の法令に特別の定めがある場合を除き、障がい者の意思に反して、入院その他の医療を受けることを強制し、又は自由な行動を制限すること。

- (3) 教育、療育及び保育の分野における次に掲げる取扱い
- ア 必要と認められる適切な指導又は支援が行われないことについてやむを得ない理由がある場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、教育、療育若しくは保育を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。
- イ 障がい者若しくはその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により委託を受けた里親をいい、里親のない場合における当該子女の監護及び教育をしている者を含む。）を含む。）の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、障がい者が就学する学校（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。）を決定すること。
- (4) 雇用の分野における次に掲げる取扱い
- ア 業務の性質上やむを得ない場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい
- イ 合理的配慮をしてもなお業務の遂行が困難な場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい
- (5) 建物及び公共交通機関の分野における次に掲げる取扱い
- ア 建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい
- イ 旅客施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5号に規定する旅客施設をいう。）又は車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。）の構造上やむを得ないと認められる場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい
- (6) 情報の提供及び意思表示の受領の分野における次に掲げる取扱い
- ア 障がい者から情報の提供を求められた場合において、当該情報の提供により他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときその他の客観的に合理的な理由があるときを除き、障がい
- イ 障がい者が意思を表示する場合において、その選択した意思表示の方法によっては当該意思を確認することに著しい支障があるときその他の客観的に合理的な理由があるときを除き、障がい
- (7) 商品の販売等及び不動産の売買等の分野における次に掲げる取扱い
- ア 客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい

ービス（福祉サービスを除く。）の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。

イ 建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい者を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。

(8) 客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい者を理由として、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。

(合理的配慮の提供)

第8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者及びその家族その他の関係者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

#### 第4章 障がい者を理由とする差別を解消するための施策等

##### 第1節 基本的な施策

(情報の収集、啓発活動等)

第9条 市は、障がい者を理由とする差別及びその解消のための取組みに関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民の、障がい障がい及び障がい者並びにこれらの多様な特性並びに障がい者を理由とする差別の解消に対する理解を深めるために計画的に必要な啓発活動を行うとともに、事業者が障がい者を理由とする差別の解消のための取組みを積極的に行うことができるよう、事業者に対し、情報の提供を行うものとする。

3 市長は、職員に対し、障がい及び障がい者並びにこれらの多様な特性並びに障がい者を理由とする差別の解消に対する理解を深めるための計画的な研修の機会を確保するものとする。

(交流の推進)

第10条 市は、障がい者と障がい者でない者の交流の推進に必要な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実)

第11条 市は、第6条の基本理念にのっとり、障がい者を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の充実を図るものとする。

2 市は、前項の体制を整備するに当たっては、障がい者の権利擁護の視点を踏まえつつ、当該体制が次の各号のいずれにも該当するよう考慮するものとする。

(1) 相談をする人にとって身近に相談窓口があること。

(2) 障がい及び障がい者に関し専門的知識を有する者が相談を受けること。

(表彰)

第12条 市長は、障がい者を理由とする差別の解消に関して功績のあつた者に対し、表彰を行うことができる。

(財政上の措置)

第13条 市長は、障がい者を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講じるものとする。

##### 第2節 障がい者を理由とする差別に関する相談等

(相談)

第14条 障がい者及びその家族その他の関係者又は事業者は、市に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができる。

2 市は、前項の規定による相談（以下「個別相談」という。）を受けた場合は、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 必要な説明、情報の提供その他の障がいを理由とする差別を解消するために必要な支援
- (2) 個別相談に係る事案の関係者間の調整又はあっせん
- (3) 関係行政機関に対する通告、通報その他の通知
- (4) 次条第1項の規定による申出をするために必要な支援

(市長への申出)

第15条 個別相談をした障がい者及びその家族その他の関係者は、前条第2項の対応により解決が図られない事案について、市長に対し、必要な措置を講じ、又は指導若しくは助言をするよう申出をすることができる。ただし、当該申出をすることが当該障がい者の意思に反することが明らかであるときは、当該障がい者の家族その他の関係者は、当該申出をすることができない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出に係る事実について必要な調査を行うことができる。

3 第1項の規定による申出に係る事業者は、前項の調査が行われるときは、これに誠実に協力しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、処理の経過及び結果を当該申出をした者に通知するものとする。ただし、第17条の規定により当該申出に係る事案を福岡市障がい者差別解消審査会に諮問したときその他特別の理由があるときは、この限りでない。

(指導又は助言等)

第16条 市長は、前条第2項の調査の結果、前条第1項の規定による申出に相当の理由があると認めるときは、福岡市障がい者差別解消推進会議の意見を聴いたうえで、必要な措置を講じ、又は指導若しくは助言をするものとする。

(審査会への諮問)

第17条 市長は、前条の規定による指導又は助言（第7条又は第8条の規定に違反することを理由としてなされたものに限る。）をした場合において、当該指導又は助言を受けた事業者（以下「特定事業者」という。）が正当な理由なく当該指導又は助言に従わないときは、福岡市障がい者差別解消審査会に諮問することができる。

(勧告)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定事業者に対し、障がい者の権利利益を侵害しないための具体的な措置を示して勧告することができる。

- (1) 福岡市障がい者差別解消審査会が勧告の必要があると認めたとき。
- (2) 特定事業者が正当な理由なく第30条の規定による出席の求めに応じず、又は虚偽の説明をし、若しくは資料を提出したとき。
- (3) 特定事業者が指導又は助言に従わないことにより、障がいを理由とする差別の解消の推進に支障が発生し、又は拡大するおそれがあり、これらを防止するため緊急の必要があると認めるとき。

(公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合には、あらかじめ、当該公表をされるべき者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 第5章 福岡市障がい者差別解消推進会議

(設置)

第20条 市長の附属機関として、福岡市障がい者差別解消推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとする。  
(所掌事務)

第21条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 障がいを理由とする差別の解消に関し必要と認められる事項について調査審議すること。

(2) 法第18条第1項に規定する事務

(3) 第16条の規定に基づき、市長から意見を求められた事案について、意見を述べること（市が第7条又は第8条の規定に違反した場合にその事実を公表することを求めることを含む。）。

(4) 前3号に掲げるもののほか、障がいを理由とする差別を解消するために必要な事務

2 推進会議は、障がいを理由とする差別の解消に関する重要な施策に関し、市長に対し、意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第22条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、障がい者、福祉、医療、教育、雇用その他障がい者の権利の擁護について優れた識見及び実務経験を有する者並びに公募に応募した者のうちから、市長が任命する。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(部会)

第23条 推進会議に、次に掲げる事務を行わせるため、相談部会を置く。

(1) 第11条第1項の体制及び障がいを理由とする差別に関する相談への対応のあり方を検討すること。

(2) 個別相談及び相談部会の委員が属する団体に対する障がいを理由とする差別に関する相談について、解決を図るために分析及び助言を行うこと。

(3) 第21条第1項第3号に掲げる事務

(4) 前3号に掲げるもののほか、障がいを理由とする差別に関する相談に係る事項について検討すること。

2 前項の相談部会の決議（同項第3号に掲げる事務に係るものに限る。）は、これをもって推進会議の決議とする。

3 第1項の相談部会のほか、推進会議は、必要に応じて、その他の部会を置くことができる。

(参考人の出席)

第24条 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くこと

ができる。

(推進会議への委任)

第25条 この章及び第33条の規定に基づく規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

## 第6章 福岡市障がい者差別解消審査会

(設置)

第26条 市長の附属機関として、福岡市障がい者差別解消審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第27条 審査会は、第17条の規定による諮問に応じ、当該諮問に係る事案について調査審議を行う。

(組織及び委員)

第28条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、障がい者並びに審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、行政又は障がい者の権利の擁護について優れた識見及び実務経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 第22条第3項の規定は、審査会の委員について準用する。

(専門委員)

第29条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、障がい者の権利の擁護その他の専門の事項に関し優れた識見及び実務経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第22条第3項の規定は、専門委員について準用する。

(参考人の出席等)

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審査会への委任)

第31条 この章及び第33条の規定に基づく規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

## 第7章 雑則

(罰則)

第32条 第22条第3項（第28条第3項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 市は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第11条の規定の例によ



り、障がいを理由とする差別に関する相談体制を整備することができる。

3 市長は、施行日前においても、第5章の規定の例により、推進会議の委員の任命並びに組織及び運営に関し必要な行為をすることができる。

4 市長は、施行日前においても、第6章の規定の例により、審査会の委員の任命並びに組織及び運営に関し必要な行為をすることができる。

(検討)

5 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。